

個情第●●●号

令和3年12月●日

内閣総理大臣

岸田 文雄 殿

個人情報保護委員会

委員長 丹野 美絵子

(公印省略)

情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に係る協議について（通知）

標記に係る令和3年11月4日付デ社第104号による協議については、情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に関し、当委員会において確認・検証作業を実施するとともに審議を行ったところ、その安全性及び信頼性について、協議時点において特段の問題は認められなかったもので、通知する。

なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定により同システムを設置し、及び管理する貴大臣においては、情報提供ネットワークシステムについて、合理化及び効率化を図った上で安全性及び信頼性を確保するとの同法の趣旨を踏まえ、各般のリスク対策を継続的かつ確実に実施するとともに、必要に応じて、当委員会に対し協議願いたい。

また、職員教育の継続的な実施、実効性ある自己点検及び監査の実施並びに各般のリスク対策に係る不断の見直し及び検討が重要であることについて申し添える。